

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	長寿政策課地域包括ケア推進室
委託業務名	生活支援体制整備事業実施業務
委託業務場所	大津市御陵町3番1号
概要	① 生活支援コーディネート業務：地域における一体的な生活支援等サービスの提供体制の整備 ② 協議体運営業務：生活支援等サービスの体制整備に向けた、多様な主体間の連携、協働による体制整備 ③ 生活支援体制整備関係者会議開催業務：関係者間の情報共有と意識の統一を図ることを目的とした各種会議の開催
契約期間	令和6年 4月 1日から 令和7年 3月31日まで
契約年月日	令和6年 4月 1日
契約金額	32,000,000円
契約の相手方	[所在地] 大津市浜大津四丁目1番1号 明日都浜大津5階 [名称] 社会福祉法人 大津市社会福祉協議会
契約相手方の選定理由	<p>本事業実施にあたっては、地域福祉活動に係る専門的知識とネットワークが必要となるが、社会福祉法人大津市社会福祉協議会は、コミュニティソーシャルワーカーをはじめとした多くの専門職を有し、あわせて各学区社会福祉協議会と連携しながら、地域福祉活動を実践している、市内で唯一の団体である。</p> <p>当該業務は、コミュニティソーシャルワーカーや、学区社協、学区児協等と十分連携し活動することが必要となることから、他にこの業務を担える団体がないため、同法人を選定する。</p>
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項 (2)不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払い その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5)緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6)競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7)時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。